

山梨県学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に係る審査基準

(趣旨)

第1条 私立学校(私立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校若しくは特別支援学校(第4条第3項第2号において「幼稚園等」という。))又は専修学校若しくは各種学校をいう。以下同じ。)を設置する学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可については、私立学校法(昭和24年法律第270号)その他関係法令によるほか、次の基準によって審査する。

(名称)

第2条 学校法人の名称は、その目的にふさわしいものであり、かつ、既存の学校法人の名称と同一又は紛らわしいものであってはならない。

(学校設置計画)

第3条 学校の編制、施設、設備等の整備について私立学校を設置するための適正な計画があり、かつ、その計画を確実に履行し、私立学校を設置することが確実にであると認められなければならない。

(校地、校舎及び設備)

第4条 私立学校の校地、校舎及び設備は、教育に支障のないよう整備するとともに、関係法令及び学校の種類ごとに定める審査基準(第3項において「審査基準」という。)に適合するものでなければならない。

2 校地は、申請時において申請者名義の所有権の登記がなされていなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、審査基準において校地又は校舎の借用等が認められる場合にあっては、次のとおりとする。

校地又は校舎について国や地方公共団体等から借用等をする場合は、申請時において国や地方公共団体等における使用許可等があり、長期間にわたり使用できることが確実に認められること。

校地(幼稚園等にあっては、校舎の敷地部分を除く。)について長期間の契約により借用等をする場合は、申請時において土地所有者との間で長期間の権利設定に係る契約を締結していること。

(設置経費)

第5条 校地、施設及び設備の整備に要する経費(以下「設置経費」という。)は、私立学校の種別及び規模に応じた十分な経費が確保されていなければならない。

2 設置経費の財源は、寄附金を充てるものとして、入学を条件とする寄附金、施設の建築等に係る請負業者の寄附金その他適当と認められない寄附金は、設置経費の財源に算入することができない。

(経常経費)

第 6 条 私立学校の経営に必要な経費 (以下「経常経費」という。) は、私立学校の種別及び規模に応じた十分な経費が確保され、又は確保できる見込みでなければならない。

2 完成年度までの各年度の経常経費の財源は、原則として生徒等納付金、寄附金、資産運用収入その他確実な計画による資金をもって充てなければならない。

(役員等)

第 7 条 理事及び監事は、学校法人の管理運営に必要な知識又は経験を有し、職務を十分に果たし得る者であるとともに、学校法人の理事及び監事としてふさわしい社会的信望を有する者でなければならない。

2 理事及び監事は、他の学校法人の理事又は監事を 4 以上兼ねていない者とする。

3 理事長は、他の学校法人の理事長を 2 以上兼ねていない者とする。

4 理事である評議員以外の評議員は、学校法人の設立後、速やかに選任できるよう、その候補者が選定されていなければならない。

(役員報酬)

第 8 条 理事、監事及び評議員は、常勤の理事、校長又は園長その他教職員としての勤務に対する給与を除き、その地位についての報酬を受けてはならない。

(事務組織等)

第 9 条 学校法人の事務を処理するため、設置する私立学校の規模に応じた適切な事務組織を設けなければならない。

2 学校法人の幹部職員は、その職務に専念できる者でなければならない。

3 就業規則、経理規程、給与規程等の諸規程を整備し、私立学校を設置する学校法人にふさわしい管理運営体制を整えなければならない。

(会計)

第 10 条 学校法人の会計は、学校法人会計基準 (昭和 46 年文部省令第 18 号) により適正に処理しなければならない。

(収益事業)

第 11 条 収益事業は、私立学校法に基づく法人の行うことのできる収益事業の種類 (昭和 34 年山梨県告示第 232 号) に定める要件を満たさなければならない。

(寄附行為の項目及び内容)

第 12 条 寄附行為に規定する項目及び内容は、学校法人寄附行為作成例 (昭和 38 年 3 月 12 日私立大学審議会決定) に準じたものとする。

(寄附行為の変更)

第13条 寄附行為の変更については、第2条から前条までの規定を準用する。

2 寄附行為の変更が収益事業の廃止に係るものであるときは、次の各号に掲げる事項について適正な計画がなければならない。

収益事業の廃止に係る債権債務の処理及び残余財産の処分方法

収益事業の廃止後の学校法人及び私立学校の運営に関する必要な事項

附 則

この基準は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行し、同日以後に認可するものから適用する。